

令和 7 年 第 3 回 (5 月)

粕屋町議会臨時会会議録

令和 7 年 5 月 9 日 開会

令和 7 年 5 月 9 日 閉会

粕屋町議会

令和7年第3回（5月）粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 5月9日（金）

・開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・議案第45号 監査委員の選任同意について	7
・議案第43号 専決処分の承認を求めることについて	8
・議案第44号 専決処分の承認を求めることについて	8
・議案第46号 機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について	8
・決議第1号 粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議	14
・須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙	16
・粕屋南部消防組合議会議員の選出	16
・北筑昇華苑組合議会議員の選出	17
・議長の常任委員の辞任	18
・委員会の閉会中の特定事件調査	19
・閉 会	20

令和7年第3回（5月）

粕屋町議会臨時会

令和7年5月9日（金）

令和7年第3回（5月）粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年5月9日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案第45号 監査委員の選任同意について
- 第4. 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5. 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6. 議案第46号 機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第7. 決議第1号 粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議
- 第8. 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙
- 第9. 粕屋南部消防組合議会議員の選出
- 第10. 北筑昇華苑組合議会議員の選出
- 第11. 議長の常任委員の辞任
- 第12. 委員会の閉会中の特定事件調査

2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良	9番 川 口 晃
2番 牟 田 口 直 輝	10番 田 川 正 治
3番 川 崎 尚 子	11番 小 池 弘 基
4番 古 家 昌 和	12番 本 田 芳 枝
5番 田 代 勘	13番 宮 崎 広 子
6番 杉 野 公 彦	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 福 永 善 之	16番 末 若 憲 治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した議会局職員（2名）

議会局長 臼井 賢太郎

議会局係長 松永 泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	恵 良 章 治	総 務 部 長	新 宅 信 久
住民福祉部長	古 賀 みづほ	都市政策部長	田 代 久 嗣
教育委員会事務局次長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
経営政策課長	吉 田 勉	税 務 課 長	渋 田 香奈子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	近 藤 真 仁	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開会 午前9時30分)

◎議長（末若憲治君）

おはようございます。

本日は、改選後2回目の議会となり、本日より新常任委員会での審査となります。新委員長におかれましては、委員会審査の充実を図り、慎重な審査ができますよう、委員会運営に努めていただきたいと存じます。

また、新任議員におかれましては、初の委員会での審査です。「聞くは、一時の恥。聞かぬは、一生の恥。」という言葉があるように、新人だからこその観点で、遠慮なく質疑をされますことを願います。そして、先輩議員におかれましては、長年にわたり御経験された実績を踏まえ、新任議員のお手本となるようなお姿を見せていただけることを願っております。

今週末には、第21回粕屋町バラまつりが開催されます。毎年多くの御来場者があり、実行委員会の皆様も開催に向け、御尽力をいただいていることと存じます。議会としても御案内をいただいておりますので、多くの出席を賜り、議会として、お祭りの盛会に微力ながら協力できればと考えております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、令和7年第3回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第3.「議案第45号 監査委員の選任同意について」は、除斥案件であること及び申合せにより委員会付託をしないとなっておりますので、通常の流れと異なり、除斥をしていただいた後に、議案の上程、質疑、採決、こういった流れで進めます。採決終了後に、委員会に付託をする議案を上程して、委員会審査という流れになりますので、いつもの流れと少し違うところがございますが、御理解をいただければというふうに思います。

また、この順番を入れ替えて審議しますことは、議会運営委員会でも協議し決定しておりますことを申し添えます。

◎議長（末若憲治君）

日程第1.「会議録署名議員の指名」をいたします。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において2番、牟田口直輝議員及び4番、古家昌和議員を指名いたします。

◎議長（末若憲治君）

日程第2.「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◎議長（末若憲治君）

日程第 3. 「議案第 45 号 監査委員の選任同意について」を議題といたします。

この議案は、先ほどお話しした通り、本日、議員退場をお願いし、提案理由の説明、議案に対する質疑、採決を行ってまいります。

それでは、本件につきましては、地方自治法第 117 条の規定により、本田芳枝議員の退場を求めます。

(12 番 本田芳枝君 退場)

◎議長（末若憲治君）

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和 7 年第 3 回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、全員の御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、新たな町議会体制の下、スタートされました。私自身も新たな気持ちで初心に返り、皆さんと真剣な議論を交わしながら、この町の発展と住みやすい快適なまちづくりを実現するため、努力してまいりたいと思います。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、議案第 45 号の上程並びに提案理由の説明を申し上げます。

議案第 45 号は、「監査委員の選任同意について」でございます。

今回、議会議員から選任する監査委員に本田芳枝氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

本田氏は、参考資料の経歴書にありますとおり、長年、粕屋町議会議員を務められております。また、図書館の図書ボランティアなど、様々なボランティア活動で地域貢献にも意欲的に取り組まれており、優れた人格・識見をお持ちの方でございます。

議会の立場から、町の会計を監査していただきます監査委員への選任同意につつま

して、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（末若憲治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、議案第45号は、議員の人事案件であり、申合せにより、委員会の付託を省略したいと思います。

こちらも御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

人事案件につき、申合せにより討論を省略し、これより議案第45号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（末若憲治君）

よろしいですね。

賛成多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

除斥しておりました、本田芳枝議員の入場を求めます。

(12番 本田芳枝君 入場し自席に着席)

◎議長（末若憲治君）

日程第4．「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」、日程第5．「議案第44号 専決処分の承認を求めることについて」、及び日程第6．「議案第46号 機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

引き続き、議案の上程を行います。

議案第43号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

「地方税法及び地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が、令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正したものでございます。今回の改正の主な内容といたしましては、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに係る法改正に伴う所要の規定の整備を行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和7年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第44号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。今回の改正内容といたしましては、負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和7年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

最後に、議案第46号は、「機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」でございます。

令和7年6月1日から実施する町の組織の機構改革に伴い、粕屋町部設置条例ほか、関連する条例中の部及び課の名称、並びに分掌事務を整備条例で一括して整理するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（末若憲治君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案等の委員会付託についてお諮りいたします。

上程されました議案第43号、議案第44号及び議案第46号につきましては、付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第43号、議案第44号及び議案第46号につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

ただ今から委員会審査のため、本会議を暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時42分)

(再開 午前11時40分)

◎議長（末若憲治君）

再開いたします。

日程第4、「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 登壇)

◎5番（田代 勘君）

議案第43号「専決処分の承認を求めることについて」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

議案第43号は、「地方税法の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正されたものです。

今回の改正の主な内容としては、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに係る法改正に伴う所要の規定の整備です。「地方自治法」第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、令和7年3月31日に専決処分が行われました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求められたものです。

委員会の中では、税率はどうなるのかの質問に対し、新排ガス規制の適用開始に伴い、設けられた新基準原付は、50cc から125cc までの統一の白ナンバーで、税率年2,000円との回答。現行90cc、125cc のナンバーの変更はないのかの質問では、現行のナンバーはこれまでの黄色とピンクのままとの回答。また、納税先は変わるのかの質問では、これまでと変わらない。また、加熱式たばこについては、電子たばこのこと

かの質問では、基準と換算方法が変わるということでした。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり承認すべきことに決しましたことを報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇)

◎議長（末若憲治君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第43号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（末若憲治君）

全員賛成であります。

よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり承認すべきと決定されました。

◎議長（末若憲治君）

日程第5、「議案第44号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 登壇)

◎13番（宮崎広子君）

議案第44号「専決処分の承認を求めることについて」、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

本議案は、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

今回の改正内容としましては、負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものです。「地方自治法」第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和7年3月31日に専決処分が行われました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求められたものです。

審査の中で、限度額を上げないときはどのようなデメリットがあるのかという質疑に対して、中間層の負担が増え、物価高の折でもあり、更に負担が増える。ペナルティーはあるのかという質疑に、ないと思うが、国又は県からの指導がある可能性があると考えられるという回答でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で承認すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

◎議長（末若憲治君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第44号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎8番（福永善之君）

議案44号、国民健康保険税の限度額を上げる条例案に反対します。

賃金の上昇以上に物価の上昇が上回る中で、住民の可処分所得、つまり賃金から税金や社会保障費を除いた自由に使えるお金が減少しております。国民負担率は約50%になり、国民は、支出の中で社会保障費に対する負担増、負担感を実感しているのではないのでしょうか。現行の社会保障制度を見直しすることなしに、収入が足りないから取れるところから取るという手法はやめるべきです。

以上の観点からこの議案に反対します。

◎議長（末若憲治君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（末若憲治君）

賛成多数であります。

よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり承認すべきと決しました。

◎議長（末若憲治君）

日程第6．「議案第46号 機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 登壇)

◎5番（田代 勘君）

議案第46号「機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第46号は、令和7年6月1日から実施する組織の機構改革に伴い、粕屋町部設置条例のほか、関係する条例中の部及び課の名称並びに分掌事務を整備条例で一括して整理されるものです。

委員会の中では、観光に関することは、どこの部署が担当するのかという質問では、総合政策課であるとの回答など、担当課に関する質問がほかにもありました。

また、議員間討議の中では、課が三つ増えるが、職員配置は大丈夫なのかななどの意見もあり、今後、注視をしていきたいとのことでした。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことと決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇)

◎議長（末若憲治君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第46号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（末若憲治君）

全員賛成であります。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（末若憲治君）

配付しておりますように、本臨時会に委員会から提出された決議は1件であります。

◎議長（末若憲治君）

日程第7、「決議第1号 粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

杉野議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 登壇)

◎6番（杉野公彦君）

決議第1号「粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議（案）」について、決議案はお手元に配付のとおり、「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会

条例」第5条により、特別委員会設置の根拠とし、議会運営委員会より、「粕屋町議会会議規則」第14条の規定により、議長に提出いたしました。

内容の詳細は、令和8年度から10年間の町の目指す方向を示す第6次粕屋町総合計画基本構想及び基本計画の策定に当たり、町から提出される案について、審査及び調査を行うために設置するものです。委員の定数は、議長を除く15名です。設置の期間は令和7年5月9日から調査終了までです。

本決議は、「粕屋町総合計画策定条例」第6条及び粕屋町議会先例申合せ事項の取決めににより決議するものです。議会運営委員会委員長、杉野公彦。

以上です。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 降壇)

◎議長（末若憲治君）

ただ今の説明に対する質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（末若憲治君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長から提出されました粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議は、決議案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から提出されました粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議は、可決されました。

したがって、粕屋町総合計画策定特別委員会の委員は、議長除く議員15名全員を選任することに決定いたしました。

ここで、ただ今設置が決まりました特別委員会の正副委員長互選のため、特別委員会を招集しますので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後0時12分)

◎議長（末若憲治君）

再開いたします。

粕屋町総合計画策定特別委員会より、委員長及び副委員長互選の報告がありましたので、議会局長が読み上げます。

臼井局長。

◎議長（臼井賢太郎君）

それでは、読み上げます。

粕屋町総合計画策定特別委員会委員長、案浦兼敏議員。副委員長、古家昌和議員。

以上でございます。

◎議長（末若憲治君）

日程第8、「須恵町外ニケ町清掃施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、「地方自治法」第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

須恵町外ニケ町清掃施設組合議会議員に、私、末若憲治、田代勘議員、山脇秀隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました、私、末若憲治、田代勘議員、山脇秀隆議員を、須恵町外ニケ町清掃施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名をいたしました、末若憲治、田代勘議員、山脇秀隆議員が当選をされました。ただ今当選されました方に対し、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長（末若憲治君）

日程第9、「粕屋南部消防組合議会議員の選出」を行います。

お諮りいたします。

組合議会議員の選出方法につきましても、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、選出の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名をすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決定をいたしました。

粕屋南部消防組合議会議員に、私、末若憲治、田代勘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長が指名いたしました、末若憲治、田代勘議員を、粕屋南部消防組合議会議員として選出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名をいたしました末若憲治、田代勘議員を、粕屋南部消防組合議会議員として選出することに決定をいたしました。

◎議長（末若憲治君）

日程第10.「北筑昇華苑組合議会議員の選出」を行います。

お諮りいたします。

選出の方法につきましては、こちらも指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、選出の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、こちらも御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決定をいたしました。

北筑昇華苑組合議会議員に、安藤和寿議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました安藤和寿議員を、北筑昇華苑組合議会議員として選出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名をいたしました安藤和寿議員を、北筑昇華苑組合議会議員として選出することに決定をいたしました。

◎議長（末若憲治君）

日程第11.「議長の常任委員の辞任」を議題といたします。

この件については、「地方自治法」第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

それでは副議長と交代をいたします。

(議長 末若憲治君 退場)

(副議長 安藤和寿君 議長席に着席)

◎15番（安藤和寿君）

議長から、「その職責上の理由によって、常任委員を辞任したい。」との申出がっております。

お諮りします。

末若議長の常任委員辞任は、申出のとおり辞任を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎15番（安藤和寿君）

御異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任を同意することに決定いたしました。

除斥しておりました議長の入場を認めます。

議長は入場されて、議長席に御着席ください。

議長と交代いたします。

(副議長 安藤和寿君 議長席を離席し自席に着席)

(議長 末若憲治君 入場し議長席に着席)

◎議長（末若憲治君）

次に、日程第12.「委員会の閉会中の特定事件調査」を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、粕屋町総合計画策定特別委員会委員長から配付のとおり、閉会中の特定事件調査の申出がっております。

お諮りをいたします。

粕屋町総合計画策定特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任をしていただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に一任をしていただくことに決定をいたしました。

町長から発言の申出がおりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

自席からではございますが、令和7年第3回粕屋町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

今臨時会に上程いたしました全ての議案に可決をいただきました。本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

さて、今後、国の内外で、様々な変容・変化が予想されております。7月に予定されている参議院議員通常選挙前の物価高騰対策のための減税、あるいは給付金の支給等。そしてまた、海外では、トランプアメリカ大統領による追加関税問題など、予断を許さない、正に地方自治体にも大きく影響する問題として、注視していかなければ

ならないと思います。

議員各位におかれましては、町行政に対し、なお一層の御理解と御支援を賜ることを心からお願いし、5月臨時議会閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（末若憲治君）

これをもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第3回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（末若憲治君）

御異議なしと認めます。

よって、令和7年第3回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午後0時21分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 末 若 憲 治

署名議員 牟 田 口 直 輝

署名議員 古 家 昌 和